消費税法施行規則等の一部を改正する省令

（消費税法施行規則の一部改正）

**第一条**　消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「以下この項」を「第一号イ」に改め、同項第一号イ中「この条」を「この項」に改め、同項第二号中「当該輸出した事業者が前号ロ及びハに掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等を記載した帳簿又は当該郵便物の受取人から交付を受けた物品受領書その他の書類で同号イ及びハに掲げる事項並びに当該郵便物の受取人の氏名若しくは名称及び住所等並びに当該郵便物の受取りの年月日が記載されているもの」を「次に掲げる郵便物の種類の区分に応じそれぞれ次に定める書類」に改め、同号に次のように加える。

イ　万国郵便条約第一条に規定する小包郵便物又はＥＭＳ郵便物（イにおいて「小包郵便物等」という。）　日本郵便株式会社から交付を受けた当該小包郵便物等の引受けを証する書類及び当該小包郵便物等に貼り付け、又は添付した書類（前号イ及びハに掲げる事項、当該小包郵便物等の受取人の氏名又は名称及び住所等並びに日本郵便株式会社による当該小包郵便物等の引受けの年月日が記載されているものに限る。）の写し

ロ　万国郵便条約第一条に規定する通常郵便物　日本郵便株式会社から交付を受けた当該通常郵便物の引受けを証する書類で前号ハに掲げる記載事項に係る追記をしたもの

第六条第五項第五号中「第七条の二」を「第七条の二第二項」に改め、同条第六項中「貼り付け、かつ、当該明細書等と当該書類との間に当該事業者が割印した」を「貼り付けた」に、「、前三項」を「、これら」に改める。

第七条第二項中「第八条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第七条の二第一項中「貼り付け、かつ、当該明細書等と当該契約書との間に国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）が割印する」を「貼り付ける」に改める。

第十条の六第二項中「第八条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第十五条第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第三十条第三項の規定の適用を受けようとする最初の課税期間の初日及び末日の年月日

第十五条の四第一項第一号チ中「出入国管理及び難民認定法第十九条の三（中長期在留者）に規定する在留カード又は」を削り、同号リ中「の押印」を削り、同項第二号中「ヌまで」を「ヘまで、チ又はリ」に改め、同条第三項中「第八条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第十六条第二項中「帳簿又は」を削る。

第二十三条の四第一項中「第四条」を「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に改め、同条第三項第二号ロ中「第五条第二項第二号イ及びロ」を「第五条第二項各号」に改め、同条第六項中「第六条」の下に「（第四号に係る部分を除く。）」を加える。

第二十七条の次に次の二条を加える。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の不適用）

**第二十七条の二**　令第七十一条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる電磁的記録のうち、第七条第三項、第十条の六第三項又は第十五条の四第四項の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の適用がある場合における賦課決定通知書の記載事項）

**第二十七条の三**　法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合における重加算税に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十二条第三項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書には、当該重加算税について法第五十九条の二第一項の規定の適用がある旨を付記するものとする。

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、消費税法施行規則第十五条の二の次に三条を加える改正規定及び同令第二十六条の次に八条を加える改正規定中「第八条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第一条中消費税法施行規則第二十七条の改正規定の次に次のように加える。

第二十七条の二中「第七十一条の二第一項第一号、第三号又は第四号」を「第七十一条の二第一項各号」に、「又は第十五条の四第四項」を「、第十五条の五第二項、第二十六条の七第三項又は第二十六条の八第二項」に改める。

附則第一条第三号中「並びに同令」を「、同令第二十七条の二の改正規定並びに同令」に改める。

附則第二条の見出し中「保存」を「保存等」に改め、同条第一項中「この項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　消費税法第五十九条の二第一項の規定は、前二項の規定によりなお従前の例により保存することとされている電磁的記録に記録された事項について適用する。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消費税法施行規則第五条第一項第二号の改正規定、同令第十五条の四第一項第一号チの改正規定、同項第二号の改正規定及び同令第十六条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　令和三年十月一日

二　第一条中消費税法施行規則第七条第二項の改正規定、同令第十条の六第二項の改正規定、同令第十五条の四第三項の改正規定、同令第二十三条の四第一項の改正規定、同条第六項の改正規定及び同令第二十七条の次に二条を加える改正規定並びに第二条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条（見出しを含む。）の改正規定　令和四年一月一日